

給与支払報告書にかかる給与所得者異動届出書
特別徴収

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

※(1)注意

5. 4. 3. 2. 1.

※印の欄は、届出者において記入する必要がありません。

黒のボールペン又はペンで記載してください。
個人番号の欄には、特別徴収税額通知書に記載された個人番号を記入してください。
転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。
を済ませたうえで、一月一日現在の住所地(課税地)の市区町村長に送付してください。
一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

大和高田市長 殿 令和 年 月 日提出	給特別徴収義務者 所在地 郵便番号 フリガナ 名称 法人番号又は個人番号												特別徴収義務者 指定期番号 宛名番号 連絡者の係 及び氏名並 びにその電 話番号	※ 処理 事項			
														1. 現年度		2. 新年度	
														3. 両年度			
給与所得者 氏名 生年月日 個人番号 現住所 1月1日の 住所		(ア)特別徴収税額 (年税額) 円	徴収済日 月分から 月分まで	(イ)徴収済額 円	(ウ)未徴収税額 (ア)-(イ) 円	異動 年月日	異動の 事由	異動後の未徴収 税額の徴収	1月1日以降 退職時までの 給与支払額		退職手当等の 支払額(支払 予定額)						
									1.転勤 2.退職 3.死亡 4.休職 5.長欠 6.会社解散 7.住所誤報 8.		円		円				
									1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収 3.を○で囲んだ場合は、一括徴収できない理由欄に○を付してください								
											控除社会保険料額		勤続年数				
											円		年				

▽ 2. 3.

一括徴収の理由		給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額
1.異動が令和年12月31日までで、申出があつたため(月日申出) 2.異動が令和年1月1日以後で特別徴収の継続の希望がないため		支払予定日ごとの徴収予定額	合計上記の(ウ)と同額
一括徴収できない理由・(普通徴収) (○を付してください) 1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等が ないため、又は未徴収税額より少ないため 2. その他 理由()		・	円
		・	円
		一括徴収した税額は、月分で納入します。 (月 日納付分)	

旧特別徴収処理欄	年度	月分以降は	点検	
			1.特別徴収義務者(区)を変更 2.普通徴収へ切替 3.その他	
新規	年度	月分以降は	1.特別徴収義務者(区)を変更 2.普通徴収へ切替 3.その他	点検

▽ 1.

月割額 月分から徴収し 納入する	給特別徴収義務者 所在地 郵便番号 フリガナ 名称 法人番号又は個人番号												特別徴収義務者 指定期番号 連絡者の 係及び氏 名並びに その電話 番号	新規 経理責任者 名		
															係	
															氏名	
															電話	
給与支払方法 及びその期日	払い込みを希望する金融 機関の所在地及び名称															
納入書	1. 使用する 2. 使用しない												○をつけてください。			

▽ 全く新規の場合は○で囲んでください